

再交付申告書

係	照合

再交付対象者種別	<input type="checkbox"/> 組合員	<input type="checkbox"/> 被扶養者
	<input type="checkbox"/> 任意継続組合員	<input type="checkbox"/> 任意継続組合員被扶養者
申告事由	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 資格情報通知書 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者等組合員証明書	

記号	番号	所属所名	組合員氏名

交 付 対 象 者												
氏名	カナ					生年月日				性別	続柄コード	続柄
	漢字	(左づめで、姓と名の間は1文字あけて記入してください。)				元号	年	月	日			

- 1: 男 3: 昭和
- 2: 女 4: 平成
- 5: 令和

◆資格確認書について

- ①破損等した場合は、必ず返却してください。添付できない場合は証添付欄の「無」に○をつけてください。
- ②盗難等の場合は、不正利用防止のため警察へ被害届を提出してください。
- ③申告後、紛失した資格確認書が見つかった場合は、申告前の資格確認書を必ず返却してください。
- ④マイナンバーカードの紛失による交付申請もこの様式をお使いください。

◆資格情報通知書について (資格確認書が交付されている場合は、資格情報通知書の再交付は行いません。)

- ①資格情報通知書(資格情報のお知らせ)は、マイナポータルに登録されている【医療保険の資格情報画面】で代用可能です。医療保険の資格情報画面はスマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。(右記QRコードからアクセスください。)
- なお、医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合は、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)を携帯することは必須ではないため、再交付を行いません。

QRコード
→
アクセス
用



- ②破損等した場合は、破損した通知書を個人が特定できない方法で破棄してください。
- ③盗難等の場合は、不正利用防止のため警察へ被害届を提出してください。
- ④申告後、紛失した通知書が見つかった場合は、申告前の通知書を個人が特定できない方法で破棄してください。

◆高齢受給者証について

- ①破損等した場合は、必ず返却してください。添付できない場合は証添付欄の「無」に○をつけてください。
- ②盗難等の場合は、不正利用防止のため警察へ被害届を提出してください。
- ③申告後、紛失した証が見つかった場合は、申告前の証を必ず返却してください。

◆申告の理由は具体的に記入してください。

備 考

証添付	資格確認書	有・無
	高齢受給者証	有・無
共済記入欄		

申告者欄	上記のとおり申告します。 愛知県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 住所 申告者 氏名	所属所証明欄	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 職名 所属所長 氏名

注意事項 「申告者欄」及び「所属所証明欄」の日付は必ず記入してください。また、一度記入したら訂正はできません。